

「手話言語法」の制定を求める意見書

趣旨

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、重要な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には「手話は言語」であることが明記されており、その後政府は、障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に改正した障害者基本法第3条において「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では、国及び地方公共団体に対して情報の利用におけるバリアフリー化を義務付けており、ろう者への環境整備に向けた法整備を実施することが、国の責務である。

ついては、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及及び研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法」を制定されたい。

記

1. 「手話言語法」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月19日

藤岡市議会議長 山田 朱美

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣 宛